

設 立 趣 意 書

世田谷区は、身体健康、精神健康、環境保全を基調として、あらゆる施策結集し、明るく住みよい都市建設を図るため、昭和46年3月健康都市宣言を行なった。

その施策の一環として、区民の健康の保持増進に有効適切に作用する総合的な健康診査機関として、世田谷区立保健センターを建設し、疾病予防の強化、健康の増進、地域医療水準の向上、保健医療情報の提供、公衆衛生思想の高揚を図ることとした。

この計画を推進するためには、最近の医療情勢が疾病を中心とした治療医学から予防医学という方向に転換しつつあるなかで、保健センターは地域医療の中核として、その役割を果たすべく住民の医療ニーズを適確には握し、その動向に即応し区民の医療福祉に貢献する必要がある。

世田谷区は、従前から区民を対象に成人病検診、子宮がん検診、公害検診、歯科検診等を実施し、疾病の早期発見に努めてきた。また、区内四保健所、一相談所は医療機関とともに、区民の健康管理の第一線機関として、ますますその重要性が加えられてきた。

保健センターが、検診・検査専門の機関として、前記の機能を補完し、更に拡大発展させるには、予算制度の弾力性、医師、医療技術者の確保、要治療者対策の確立等に的確に対応し、弾力的運用を図るため、その管理委託を行なう財団法人を設立するものである。